

調査

貸金業法の改正とその影響

消費者金融を巡るトラブルや多重債務問題の増加を背景に、貸金業に対し規制を設けるべきであるとの世論を受け、貸金業法の改正は平成18年12月に成立した。今回の改正は「グレーゾーン金利の廃止」「過剰貸付の抑制」「貸金業への参入規制の厳格化」等を柱としており、多重債務者問題の解決に貢献することが期待される一方、貸金業界にとっては大変厳しい内容となっている。

本稿では、まず貸金業法改正の概要に触れ、次いで貸金業の現状、本改正が貸金業界に与え始めた影響等について解説した。

1. 貸金業法改正の概要

平成18年末に成立した貸金業法の改正は平成21年末までに施行される。これによりマスコミ等から批判の多かった「グレーゾーン金利」は廃止され、新たに総量規制など新たな規制も導入される。また、貸金業者による執拗な取立ては禁止され、借り手の自殺による保険金での回収など問題の多い行為には規制が掛けられた。

(1) 貸金業の適正化

- a. 参入条件の厳格化
 - ・純資産500万円以上であること
 - ・貸金業務取扱主任者について資格試験を導入し、合格者を営業所ごとに配置
- b. 貸金業協会の自主規制機能強化：都道府県ごとの支部設置を義務付け
- c. 行為規制の強化
 - ・執拗な取立てなどの規制
 - ・トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付を義務付け
 - ・借り手の自殺により保険金が支払われる契約締結を禁止
- d. 業務改善命令の導入

(2) 過剰貸付の抑制

- a. 指定信用情報機関制度の創設

- ・貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備

b. 総量規制の導入

- ・「自社からの借入残高500千円超となる貸付」「総借入残高が1,000千円超となる貸付」は年収等の資料取得を義務付け
- ・総借入残高が年収の3分の1を超える貸付など、返済能力を超えた貸付を禁止

(3) 金利体系の適正化

- a. 上限金利の引下げ
 - ・グレーゾーン金利を廃止し、出資法の上限金利を20%に引き下げる(超える貸付は刑事罰)

(4) ヤミ金融対策の強化

- a. ヤミ金融に対する罰則の強化

(5) その他

- a. 多重債務者に対する取り組み
- b. 経過措置
- c. 見直し規定

2. 貸金業の現状

(1) グレーゾーン金利

利息制限法の上限金利（20%、金額により3段階）と、出資法の上限金利（29.2%）の間の金利帯は「グレーゾーン金利」とよばれている。この

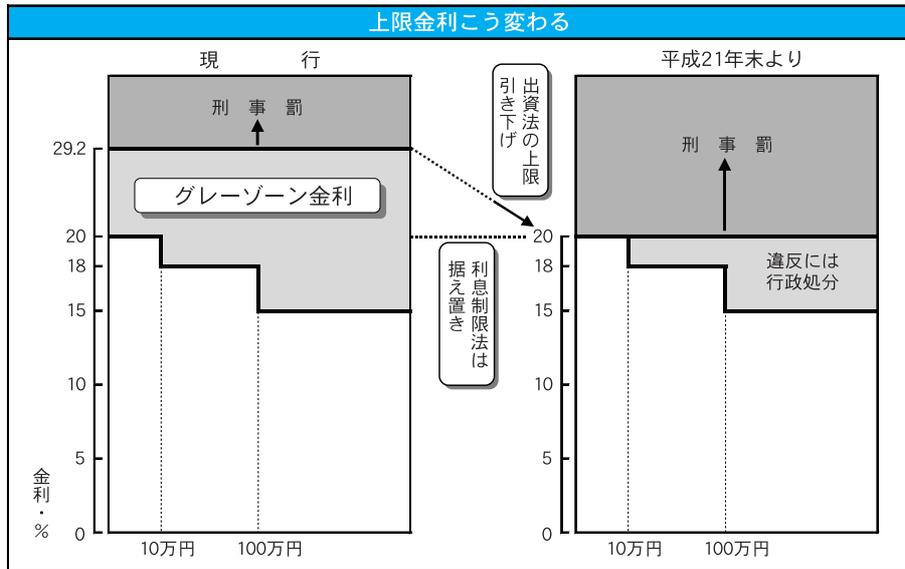
「グレーゾーン金利」で支払った利息は、債務者が任意に支払った場合には、これまで有効（いわゆる「みなし弁済規定」）とされ、貸金業者の多くはグレーゾーン金利で営業してきた。

今回の貸金業法改正では、出資法の上限金利は利息制限法の上限金利まで下げられることで、グレーゾーン金利は廃止され、違反者は刑事罰の対象となる等の罰則規定が設けられた。（図1）

(2) 消費者金融業者の収益構造

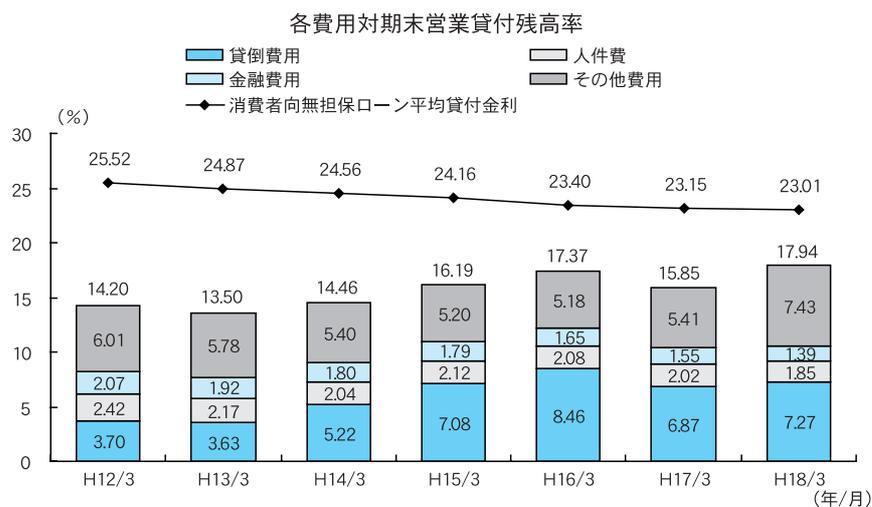
消費者金融連絡会加盟5社の収益構造を見ると、無担保ローン貸付金利は近年低下を続けており、平成18年3月期の平均は23.01%となっている。これに対し、貸付残高に対する費用の比率（以下「費用率」）は年々上昇を続けており、平成18年3月には費用率の合計が17.94%となった。消費者金融の対象債権は元来貸倒れとなる確率が高いた

図1 グレーゾーン金利の廃止



※当研究所作成

図2 消費者金融の費用構造と平均貸付金利



(注1) 数字は消費者金融連絡会加盟（武富士、アコム、プロミス、アイフル、三洋信販）における消費者向無担保ローンの平均貸付金利と事業コストの構成（平均）。

(注2) 「金融費用」は、支払金利など資金調達に要するコスト。

(注3) 「其他費用」は、広告宣伝費、店舗費、通信費、電算システム費、ATM提携先への手数料など。

(資料) 消費者金融連絡会

め、銀行と比べて貸倒費用の比率は高い傾向にあり、さらに近年増加傾向にある。

このため貸付金利と費用率の差は、平成12年3月期に11.32%であったものが、平成18年3月には5.07%と半分以下に縮小しており、消費者金融業者の収益環境は厳しさを増している。

(3) 過払い金返還請求

従来貸金業者の多くは利息制限法の上限金利を超える「グレーゾーン金利」で貸付を行ってきたが、最高裁判所は平成18年1月の判決で「みなし弁済規定」について、「債務者が強制を受けて利息の限度額を超える金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということとはできず、……。」とし、「適用を認めない」との判断を示した。

この判決をきっかけとして、消費者金融利用者が貸金業者に対して利息限度超過分の支払について返還を求める「過払い金返還請求」が相次ぎ、消費者金融各社は多額の利息返還費用を計上した。

さらに平成19年7月の最高裁判決では、「過払い金返還」の際には過払い分に5%の利息を支払う義務があるとの判断も示され、貸金業者にはますます厳しい状況となっている。

3. 貸金業法改正の影響

(1) 消費者金融大手の決算

消費者金融大手4社の平成19(2007)年3月期決算は、グレーゾーン金利の「過払い金返還請求」が急増し、各社とも多額の赤字計上となった。最終損失は大手4社合計(単体決算)で1兆6千億円を超え、従来の黒字体質を一変させる結果となった。(表1)

(2) 上限金利の引下げ

貸金業法の施行によりグレーゾーン金利が廃止されるのは平成21年末の予定であるが、貸金業各社の間では個人向けローンの貸出上限金利を引き下げる動きが広がってきた。

表1 消費者金融大手の決算

(単位:百万円、口座数以外)

	決算期	大手4社計	前期比(%)
貸付金残高	2006/3	5,944,355	
	2007/3	5,418,734	△8.8
口座数(無担保) (単位:千口座)	2006/3	9,535	
	2007/3	8,708	△8.7
営業収益	2006/3	1,397,878	
	2007/3	1,299,479	△7.0
営業費用	2006/3	1,051,176	
	2007/3	1,858,758	76.8
うち貸倒費用	2006/3	428,724	
	2007/3	671,548	56.6
うち利息返還費用	2006/3	129,100	
	2007/3	708,752	449.0
営業利益	2006/3	346,699	
	2007/3	△559,276	△261.3
経常利益	2006/3	360,290	
	2007/3	△549,986	△252.7
当期純利益	2006/3	194,607	
	2007/3	△1,655,179	△950.5

※大手4社:武富士、アコム、プロミス、アイフル
※各社の決算資料(単体)より、当研究所作成

消費者金融に対する「過払い金返還請求」が急増しているのは上述の通りであり、貸金業者としては金利の引下げによってこの流れを早急に止めたいという狙いがある。さらに、同業他社との競争の中で、少しでも優良顧客を囲い込んでおこうという意向も見られる。

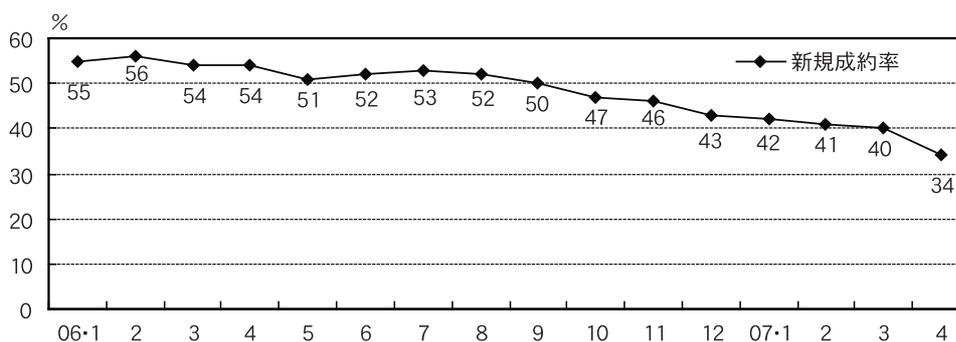
(3) 契約率の低下

一般的に融資の金利には融資先の貸倒リスクが反映される。これまで消費者金融各社が高金利で融資を行ってきたのは、リスクの高い顧客も融資の対象としたからであったが、上限金利が引き下げられることにより、高リスクの顧客には融資できなくなる。これを裏付けるように、消費者金融の新規成約率(新規融資申込に対する成約の割合)はこのところ急速に低下している。(図3)

(4) 業容の縮小

業況の厳しい消費者金融各社は、生き残り策として店舗や人員の削減を大幅に進めている。有人店舗463店のうち約8割に相当する363店を削減するアイフルを始め、消費者金融では店舗を半分ほ

図3 専業大手7社の新規成約率（月間）



(注) 07年4月の新規成約率は大手5社の加重平均。
金融財政事情 2007.6.4より

表2 貸金業者の店舗・人員削減

社名	店舗	人員
アコム	有人店舗246店のうち100店削減、無人店舗1,802店のうち76店削減、コールセンター4拠点を2拠点到集約	709名（全社員の17%）が希望退職
武富士	有人店舗523店のうち92店を統廃合、無人店舗1,372店を110店削減	————
三洋信販	有人店舗126店のうち30店削減	————
アイフル	有人店舗463店のうち363店削減、無人店舗・簡易申込受付機1,440店のうち540店の削減	消費者金融事業で241名、事業者金融事業で152名、信販・クレジット事業で251名の希望退職。契約社員など900名（全非正社員の約26%）を削減
デイトク	有人・無人店舗約320店のうち271店を削減、自動契約機800台を約100台削減	数百名規模で希望退職募集
三菱UFJニコス	営業拠点を36店に半減、業務センターを15拠点到集約	約1,400名（全社員の約21%）の人員削減（08年3月末までに）
オリコ	個品割賦営業拠点128店を68店に削減、管理センター32拠点を16拠点到半減、本社ビル売却	400名（正社員350名、全社員の約7%）の人員削減

※新聞、雑誌等の記事より当研究所とりまとめ

どに減らす動きもある。また、人員についても百名単位で整理を進めている。（表2）

また、総量規制の導入によって年収の3分の1を超える貸付が禁止されることになるが、この規制をクリアするには信用情報機関への情報接続を行い、利用者の借入状況調査が必要となる。小規模業者の中には情報接続の費用負担に耐え切れず、廃業するところが続出し、貸金業者の数はピーク時の1/4にまで減少した。

※貸金業登録業者数(社)全国貸金業協会連合会)

1985/3月：47,664（ピーク時）

2002/3月：27,637（5年前）

2007/3月：11,832（ピーク時の1/4）

(5) 業界再編等の動き

貸金業法改正の影響を受け、大手業者の間では経営統合や従来の系列を離脱するなど、再編の動きが見られるようになった。消費者金融大手のプロミスは三洋信販を吸収する形で経営統合することを公表し、セントラルファイナンスは三菱UFJグループを離脱して三井住友フィナンシャルグループへ加わるようになった。外資系大手のGEコンシューマー・ファイナンスは系列消費者金融レイクの売却を決定した。

こうした貸金業界の動きは、かつての銀行再編

を思い起こさせるが、今後も引き続き見られるものと思われる。

4. おわりに

平成18年12月の貸金業法改正までの議論は、高金利に苦しむ債務者を救うべきであるとする消費者団体や弁護士団体と、既得権益を守ろうとする貸金業者団体との双方の主張がぶつかり合う、激しいものであった。結果的には、司法判断等に後押しされた消費者団体側の意見がほぼ認められてグレーゾーン金利は撤廃され、総量規制等も導入されることになった。

消費者金融業の収益構造をみると、銀行に比べて高リスクの顧客を対象としているため、貸倒費用に充当すべき費用負担が大きいという特徴がある。今回の改正により上限金利が引き下げられることを受け、消費者金融業者は融資申し込みに対する契約率を引下げ、高リスクの顧客を締め出し始めた。また、これに伴う貸出残高の大幅な減少に対処するため店舗や人員を削減するなど、業容の縮小に動き始めた。

総量規制の前提条件となる信用情報システムへの接続負担に耐え切れない小規模業者の中には廃業するものも出て、登録業者数はピーク時（約20年前）の4分の1になった。中堅業者には経営破

綻するところも現れ、大手業者の間には合併や事業の売却を進める動きが見られるようになった。こうした消費者金融業縮小の動きは、法改正を議論する段階から予測されていたが、平成21年末の施行期限を前に既に大きな流れとなってきた。

今後問題となるのは、消費者金融の縮小によって新規融資や融資継続を断られる利用者をいかに救済するかという点である。金融庁は平成19年4月に「多重債務問題改善プログラム」を公表し、貸金業改正に伴う上記の問題に対処するために「借り手対策」を行うこととした。ここで重要なのは同プログラムの実効性をよく検証し、貸金業界から締め出される「消費者金融難民」がヤミ金融に流れてさらに傷口を広げることのないよう対策を図っていくことである。また、これまでわが国では学校教育の場で金銭の問題を遠ざけてきた傾向にあるが、金銭の管理は誰もが避けて通れない重要事項である。消費者金融の利用が若者の間に広がっている今、過大な借金に苦しむ者の発生をできるだけ食い止めるためにも、関係機関は金銭教育の実施について前向きに検討する必要があると思われる。

※消費者金融の利用が若者に広がっている実態については、本誌2006年8月号「貸金業規制の方向性」参照。

（担当：若狭）

「多重債務問題改善プログラム」の概要

- 我が国の消費者金融の利用者は少なくとも1,400万人、多重債務者は200万人超との指摘。
- 改正貸金業法（上限金利の引下げ、総量規制の導入等）による貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生は抑制。
- 一方で、今後、改正法完全実施に向けて、既存の借り手等を対象にした「借り手対策」が必要。
 1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
 4. ヤミ金融の撲滅に向けた取締りの強化
- 国・自治体及び関係団体が一体となって実行。各省庁は各施策について直ちに取り組む。
- 各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップ等を行う。

— 平成19年4月20日 首相官邸・多重債務者対策本部